

[事案 24-149] 契約解除取消請求

・平成 25 年 4 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から告知不要と言われ、告知しなかったが、告知義務違反により解除されたとして、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月に加入した生存給付保険について、糖尿病で通院治療していたことを告知しなかったとして、平成 24 年 7 月に、本契約に付加されていた医療関係の特約を全て告知義務違反により解除された。しかし、これは、告知書作成の際、申立人の妻が募集人に対し、申立人が脳動脈瘤の術後であること、および糖尿病の薬の服用中であることを話したところ、募集人から「糖尿病のことは告知する必要がない」と言われたために告知しなかったものなので、各特約の解除を取消してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が作成した「契約に至らなかった平成 20 年 11 月作成の告知書（別件告知書）」「本契約の事前審査のための告知書（事前告知書）」「本契約の告知書（本件告知書）」の計 3 通の告知書において、脳動脈瘤による入院・手術歴については告知されているものの、糖尿病による通院・投薬歴について告知を受けていない。
- (2) 募集人は、告知書に記入されていること以外は何も聞いておらず、また、告知を妨害したり、不告知を教唆したような事実は確認していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、申立人には告知義務の違反があり、また募集人に不告知教唆があったとは認められず、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人は平成 21 年 5 月から平成 22 年 9 月までの間、月 1 回の頻度で糖尿病等の治療のため通院しており、告知書の質問事項に回答することで、その旨を保険会社に告知する義務があったと言えるので、告知義務違反があったと認められる。
2. 下記の理由から、募集人による不告知教唆があったとは認められない。
 - (1) 申立人は、事前告知書の作成経緯として、自宅において、申立人の妻が糖尿病の薬を服薬している旨を告げたところ、募集人から「それは書かなくていい」と言われた、と述べているが、そもそも、事前告知書の作成日に申立人は保険会社の支社を訪問しており、不告知教唆をされたとは主張する場所が異なっている。
 - (2) 募集人が、事情聴取において述べた告知書作成の経緯は自然であり、告知書作成当時、申立人が糖尿病で通院等していたことを申立人ないし申立人の妻から伝えられていない、との主張は一貫している。
 - (3) 特定の告知書についてのみ、募集人から不告知教唆があったとは通常考えられない。
 - (4) 申立人は事前告知書作成当時、糖尿病以外にも告知すべき疾病に罹患していたが、募集人

の指示が無かったとされる告知書においても、これらの疾病罹患の事実を記入していない。